

# 鳥取大学保健管理センターにおける院内感染対策のための指針

鳥取大学保健管理センター運営委員会

令和5年11月22日承認

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を保健管理センター（以下「センター」という）に勤務するすべての教職員（以下「センター教職員」という）が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 2. 院内感染管理体制

センターに院内感染管理のための責任者として「院内感染管理者」を設置し、以下の者が担当する。

鳥取地区：保健管理センター教員

米子地区：保健管理センター米子分室管理者

\*医療安全管理責任者を担当する保健管理センター所長（以下「所長」という）が保健管理センター教員の場合は、所長ではない教員が担当する。

院内感染管理者が中心となりセンター教職員に対して組織的な対応と教育啓発活動を行う。

- (1) 定期的にセンター内の監視を行い現場の改善に努力する。
- (2) 重要な検討事項や、異常な感染症が発生あるいは疑われた場合は速やかに対応等を行い、院内感染管理者はその旨を所長に報告する。
- (3) 異常な感染症が発生した場合は、発生原因の究明、改善策の立案、実施のためのセンター教職員への周知徹底を行う。
- (4) 院内感染対策に関する資料の収集及びセンター教職員への周知、並びに研修等の企画を積極的に行う。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める患者等を診断した時は、規定の期間内に管轄の保健所に届出を行う。

## 3. 職員研修

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、センター教職員に周知徹底を図ることを目的とし、「鳥取大学保健管理センターにおける医療安全管理指針」の「4. 医療安全管理のための研修に関する基本方針」に準じて

実施する。

#### 4. 院内感染発生時の対応

職員は院内感染が発生した場合又は発生の恐れがあると判断した場合は、速やかに院内感染管理者及び所長に報告する。

センター教職員は、院内感染発生時の基準に従い行動し、情報の共有を行い、感染の拡大防止に努める。

院内のみで対応が困難な事態が発生した場合や異常発生が考えられるときは、地域保健所と連絡を密にして対応する。また、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましい。（感染対策マニュアルに従って行動すること）

院内感染管理者は、所長以下センター教職員と協力して速やかに発生原因を究明し、改善策を立案したうえで、実施のためにセンター教職員への周知徹底を図る。また、状況に応じて学内への周知を行う。

#### 5. 院内感染対策マニュアル

「院内感染対策マニュアル」に沿って、常に感染対策に努める。

#### 6. その他

- (1) 本指針については、センター教職員がいつでも確認できるよう良好な状態で保管され、日々活用されるものとする。
- (2) 本指針は、患者及びその家族が閲覧できるようにする。疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得たうえで、協力を求める。
- (3) 本指針は、必要に応じて改正を行う。
- (4) 平成23年4月1日作成「鳥取大学保健管理センター院内感染対策指針」は廃止する。